

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月3日
【会社名】	大崎エンジニアリング株式会社
【英訳名】	OSAKI ENGINEERING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠田 治夫
【本店の所在の場所】	埼玉県入間市大字狭山ヶ原326番地
【電話番号】	04(2934)3411(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 小野 茂昭
【最寄りの連絡場所】	埼玉県入間市大字狭山ヶ原326番地
【電話番号】	04(2934)3411(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 小野 茂昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関する事項

- イ 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 250,000,000円
- ロ 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 250,000,000円

期末配当に関する事項

- イ 配当財産の種類
金銭といたします。
- ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金5円 総額25,836,500円
- ハ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件（取締役及び監査役の責任免除）

取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、冨田治夫、小野茂昭、山内賢、小林剛、佐藤一紀、渡辺光康及び柏木俊彦を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時総会終結の時をもって取締役を退任される風間進、諸藤好寿及び伊藤喜志雄に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈するものであります。

< 株主提案（第5号議案から第8号議案まで）>

第5号議案 自社株取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数300,000株、取得価額の総額2.4億円（ただし会社法で許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法で許容される取得価額の総額の上限となる総額）を限度として取得するものであります。

第6号議案 取締役2名選任の件

社外取締役として、田中恒夫氏及び高山泰三氏を選任するものであります。

第7号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、執行役と取締役の報酬については、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を定款に規定するものであります。

第8号議案 定款一部変更の件（取締役報酬と当社の中長期的な株価の連動に関する特別委員会の設置）

「取締役及び幹部社員の報酬を、当社の中長期的な株価と連動する仕組みの導入に関して検討する特別委員会を設置する。」という条項を、定款に記載するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％） （注）4
第1号議案	38,680	707	0	（注）1	可決（96.64）
第2号議案	38,211	1,176	0	（注）2	可決（95.47）
第3号議案					
多田 治夫	37,035	2,352	0	（注）3	可決（92.53）
小野 茂昭	38,501	886	0		可決（96.19）
山内 賢	38,530	857	0		可決（96.26）
小林 剛	38,591	796	0		可決（96.41）
佐藤 一紀	38,530	857	0		可決（96.26）
渡辺 光康	38,525	862	0		可決（96.25）
柏木 俊彦	36,878	2,509	0		可決（92.13）
第4号議案	36,514	2,873	0	（注）1	可決（91.23）

各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

（注）1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

< 株主提案（第5号議案から第8号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び 反対割合（％） （注）4
第5号議案	4,700	34,687	0	（注）1	否決（86.66）
第6号議案					
田中 恒夫	4,546	34,841	0	（注）3	否決（87.05）
高山 泰三	4,547	34,840	0		否決（87.04）
第7号議案	4,641	34,746	0	（注）2	否決（86.81）
第8号議案	4,585	34,802	0	（注）2	否決（86.95）

各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

（注）1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4 反対の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して反対が確認できた議決権の数の割合であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

会社提案については、本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

また、株主提案については、本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上